

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	百歳以上高齢者の所在確認について
--------	------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：福祉部 高齢者サービス課 いきがい係）

## 事業の概要

事業名	百歳以上高齢者の所在確認
担当課	高齢者サービス課
目的	百歳以上高齢者の安否確認を行う。
対象者	区内に住所を有する百歳以上の者（調査年度中に百歳に到達する者）
事業内容	<p>毎年4月1日から9月30日の間において、高齢者訪問事業の対象者リストを基に、百歳以上高齢者(平成22年4月1日時点 153名)の介護保険給付記録、高齢者相談記録及び後期高齢者医療保険の給付記録を随時確認し、所在の確認を行う。</p> <p>※75歳以上高齢者（平成23年1月1日現在 約28,000人）の所在確認（平成22年度第5回新宿区情報公開・個人情報保護審議会で承認）については3年ごとに実施することとしているが、百歳以上高齢者については、国及び都から4月1日時点、8月1日時点、9月15日時点等、一定の時点ごとに区内在住の百歳以上高齢者人数の報告を求められている。</p>

件名 百歳以上高齢者の所在確認のための高齢者訪問対象者情報の目的外利用  
について

保有元		利用先	
保有課	高齢者サービス課	利用課	高齢者サービス課
登録業務の名称	高齢者訪問	登録業務の名称	百歳以上高齢者の所在確認に関する業務
登録業務の目的	老人週間の記念行事の1つとして、百歳以上の高齢者を訪問し長寿を祝う	登録業務の目的	百歳以上高齢者の安否確認
登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙、電磁的媒体	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	高齢者訪問事業を行うにあたり、区内在住の百歳以上高齢者の所在を確認する必要があるため。		
目的外利用を行う情報項目	高齢者訪問の高齢者訪問対象者リスト(氏名、性別、生年月日、住所、住民番号)		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	平成23年4月1日以降継続(毎年4月1日から9月30日の間随時実施)		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況			

件名 百歳以上高齢者の所在確認のための介護保険サービスの給付情報の目的  
外利用について

保有元		利用先	
保有課	介護保険課	利用課	高齢者サービス課
登録業務の名称	介護給付サービスに関する業務	登録業務の名称	百歳以上高齢者の所在確認に関する業務
登録業務の目的	介護給付サービス	登録業務の目的	百歳以上高齢者の安否確認
登録業務に係る個人情報の記録媒体	介護保険システム	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	高齢者訪問事業を行うにあたり、区内在住の百歳以上高齢者の所在を確認する必要があるため。		
目的外利用を行う情報項目	直近の介護保険サービス給付の有無		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	平成23年4月1日以降継続(毎年4月1日から9月30日の間随時実施)		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況			

件名 百歳以上高齢者の所在確認のための高齢者相談記録の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	高齢者サービス課	利用課	高齢者サービス課
登録業務の名称	地域包括支援センター設置に伴う相談及び申請受付	登録業務の名称	百歳以上高齢者の所在確認に関する業務
登録業務の目的	区内在住の高齢者を中心に、心身の健康保持及び生活の安定を目的として相談に応じ、社会資源の活用を含めた福祉の増進を図る	登録業務の目的	百歳以上高齢者の安否確認
登録業務に係る個人情報の記録媒体	窓口相談支援システム	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	高齢者訪問事業を行うにあたり、区内在住の百歳以上高齢者の所在を確認する必要があるため。		
目的外利用を行う情報項目	高齢者相談記録の有無		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	平成23年4月1日以降継続(毎年4月1日から9月30日の間随時実施)		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況			

**件名 百歳以上高齢者の所在確認のための後期高齢者医療の給付情報の目的外  
利用について**

保有元		利用先	
保有課	高齢者医療担当課	利用課	高齢者サービス課
登録業務の名称	後期高齢者医療制度に係る運営	登録業務の名称	百歳以上高齢者の所在確認に関する業務
登録業務の目的	後期高齢者医療に係る運営	登録業務の目的	百歳以上高齢者の安否確認
登録業務に係る個人情報の記録媒体	後期高齢者医療システム	登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	高齢者訪問事業を行うにあたり、区内在住の百歳以上高齢者の所在を確認する必要があるため。		
目的外利用を行う情報項目	直近の後期高齢者医療の給付の有無		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	平成23年4月1日以降継続(毎年4月1日から9月30日の間随時実施)		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況			